

業務仕様書

第1 業務名

令和2年度黒毛和牛消費拡大キャンペーン事業業務委託

第2 黒毛和牛消費拡大キャンペーン事業とは

1 目的

新型コロナウイルスの影響により需要が減少している牛肉について、生産面への影響を回避するため消費拡大を図ることが必要であることから、販売促進の一環として市内の飲食店が多彩な黒毛和牛料理を一斉に提供する「黒毛和牛消費拡大キャンペーン」を開催するもの。

2 目指す姿

生産者のみならず、食関連産業の事業者、市民等が一体となり、盛岡産黒毛和牛への理解を通じて消費や利用を拡大することで、新型コロナウイルスの影響により停滞しつつある食産業の活性化を図っていく。そして、盛岡産農畜産物の更なる消費拡大を狙うもの。

(1) 生産者：

誇りを持って農業生産に取り組み、品質改善や異業種連携等による新たな商品・サービスの開発・提供といった取組に着手することで、売上や所得の向上を実現している。

(2) 事業者：

盛岡市内外の事業者が盛岡産農畜産物を自社の事業推進のために積極的に活用し収益を確保できている。

(3) 消費者：

盛岡産農畜産物と、それを使った商品・メニュー等について、愛着を持って消費するとともに、市内外の人に推奨している。

3 成果目標

市内の盛岡産黒毛和牛取り扱い店が多く参加し、キャンペーン参加者数・売上高・肉の消費量等の面で消費の拡大を図ること。

第3 契約上限金額

2,955,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、別途、受注者が広告収入や協賛等を徴収し、当該業務経費に充てることのできるものとする。

第4 履行期間

契約締結の日から令和2年10月31日（土）まで

第5 委託業務内容

1 黒毛和牛消費拡大キャンペーンの開催

市内の飲食店が多彩な盛岡産黒毛和牛を一斉に提供するイベントを次の各号に掲げる事項を踏まえて開催すること。

- (1) 概ね50店舗程度のキャンペーン参加店を募り、参加店とメニューを掲載したチラシ及び周知ポスターを作成し、配布すること。
- (2) キャンペーン開催にあたり、参加店を巻き込み、キャンペーンの開催告知とマスコミ向け試食会を兼ねた記者発表会を実施すること。
- (3) キャンペーン期間中に盛岡産黒毛和牛を中心とした販促イベントを開催すること。
- (4) 参加店で黒毛和牛料理を食べた方を対象にアンケートを実施し、回答者に景品をプレゼントする等の消費者にとってキャンペーンに参加しやすいような懸賞を企画すること。
- (5) キャンペーンの実施期間は概ね令和2年7月下旬から8月下旬までの一か月間とする。

2 本業務における情報発信

- (1) 本業務で実施する催し等は、ウェブサイトやSNS、マスメディアにおいて広く周知を図るとともに、消費者がよりキャンペーンに関心を持つような情報発信を行うこと。

3 その他

(1) 定例報告

委託業務を円滑に実施するため、発注者が指定する日程により、発注者と定例会議を行い、業務の進捗報告を行うこと。ただし、特に業務上支障がないと発注者が認める場合は、書面での定例報告を行うこととする。また、発注者が求めるとき又は業務上の必要があるときは、定例会議によらず業務報告を行うこと。

(2) 実施企画の周知

本業務において実施するイベント等は、可能な限り多くの人を対象とするように、より効果的な広告媒体を活用し広く周知を図ること。

(3) 参加者等アンケートの収集と分析

委託業務を実施するに当たっては、効果を測定する参加者等アンケートを実施し、収集分析を行うこと。また、参加店舗へのアンケートも同じく実施すること。

なお、アンケートの内容については、発注者と協議して決定するものとする。

(4) 追加提案等

本業務の目的に沿っており、かつ、事業成果の向上に資するものであれば、予算の範囲内において、上記1から3までに記載された項目以外の追加提案又は代替提案を認めるも

のとする。

第6 再委託等の制限

- 1 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、可能な限り、盛岡市内に本店又は支店（事業所）を有する事業者を活用するものとする。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。
- 3 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

第7 要望等の処理

- 1 受注者は、要望、意見及び苦情等（以下、「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、すみやかに、発注者に報告すること。
- 2 発注者は、前項により受注者が受け付けた要望等及び発注者が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて広く市民に公表するものとする。

第8 権利の帰属

本業務により受注者が制作したデータやイラスト等の意匠権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

第9 その他

- 1 委託業務の実施に当たって、第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受注者の責任において著作権処理等を行うものとする。
- 2 委託業務において必要となる発注者が所有する資料等については、無償で受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者から貸与された資料等の取扱いについて、善良な管理者としての注意を払わなければならない。また、業務が終了したとき又は合理的な理由により発注者が返却を求めたときには、貸与された資料等を速やかに発注者に返却することとする。
- 3 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者（管理者）が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- 4 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。

第10 成果品

- 1 事業実績報告書（中間報告／最終報告） 各1部
- 2 業務において収集する参加者アンケート等の集計結果報告書 1部
- 3 業務において作成するチラシ，パンフレット等 一式
- 4 その他本市が必要と判断した資料等
- 5 上記の電子データ 一式

データ形式は，原則として，PDF，マイクロソフト社のワード，エクセル及びパワーポイント等で，発注者が利用可能なものとする。これらによることが難しい場合は，別途発注者と協議すること。